

不正行為の種類とその処分内容

不正行為		ペナルティ
第1類型	研修及び技能実習に係る提出書類の内容と齟齬がある場合 ①二重契約 ②研修・技能実習計画との齟齬 ③名義貸し(研修先・実習先の無断変更) ④その他虚偽文書の作成・行使	①研修生・技能実習生の帰国指導等 →新たな研修及び実習先が見つかった場合は、研修先の変更や、技能実習の変更ができる。 ②新規研修生の受入停止 ③3年経過後、改善策の提出
第2類型	研修生に所定時間外、休日等に活動を行わせるなど研修ではなく就労を活動と認められる行為をさせていた場合	
第3類型	研修生・技能実習生に対し、研修手当の不払いや直接払い違反や暴行・監禁、旅券・外国人登録証明書の取り上げ等悪質な人権侵害行為を行っていた場合	
第4類型	研修生及び技能実習生の失踪等問題事例が発生した事実を地方入国管理局等に対して届け出ていなかった場合や第1次受入機関が告示で定められた監査報告を怠っていた場合	
第5類型	第2次受入機関及び実習実施機関において、不法就労者を雇用したり、労働関係法規に違反した形態で外国人を就労させた場合等、外国人の就労に係る不正を行った場合	
第6類型	「不正行為に準ずる行為」に認定された後、改善策を提出して受入れを再会したものの、再度同様の問題を生じさせた場合	

不正行為に準ずる行為		ペナルティ
第1類型	研修及び技能実習に係る提出書類の内容と相違する研修・技能実習が実施されている場合 例えば、非実務研修の時間が当初の計画より少ないような場合	改善策の提出を求め、適正な研修及び技能実習が実施が見込まれるまで、新規受入を認めない
第2類型	研修生に所定時間外、休日等に活動を行わせていたが、専ら就労活動を行っていたと認めるまで至らないような場合	
第3類型	研修生・技能実習生に対する人権侵害行為があったものの、今後の改善が見込まれる場合。	
第4類型	研修生及び技能実習生の失踪等問題事例が発生した事実を地方入国管理局等に届け出ている場合で研修及び技能実習制度の適正な運用に重大な支障を来すおそれがない場合や、失踪事例のうち、前1年間に受け入れた研修生及び技能実習生のうち2割(前1年間に受け入れた研修生・技能実習生が50人未満である場合にあっては、10人)未満が失踪しているような場合	
第5類型	研修における第二次受入れ機関が不正行為を行ったことが認定された場合、これに伴う第一次受入れ機関の監理責任を問うこととする。他方、第一次受入れ機関が不正行為を行ったときは、その第二次受入れ機関はその不正行為に対する第二次受入れ機関自体の帰責性がある場合	